

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表
 第一条関係

(傍線の部分は、改正部分)

改正後	現 行																
<p>埼玉県個人番号の利用等に関する条例 (趣旨) 第一条 (略)</p> <p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定個人情報 法<u>第二条第九項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>三 個人番号利用事務実施者 法<u>第二条第十三項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>四 情報提供ネットワークシステム 法<u>第二条第十五項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>第三条～第六条 (略)</p> <p>別表第一 (第四条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th style="width: 85%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一 知事</td> <td>私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等（同法第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の保護者等（<u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者その他の児童、生徒又は学生の就学に要する経費を負担すべき者</u>をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三 知事</td> <td>私立の小学校、中学校、<u>中等教育学校の前期課程</u>又</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	一 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等（同法第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の保護者等（ <u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者その他の児童、生徒又は学生の就学に要する経費を負担すべき者</u> をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	二 (略)	(略)	三 知事	私立の小学校、中学校、 <u>中等教育学校の前期課程</u> 又	<p>埼玉県個人番号の利用等に関する条例 (趣旨) 第一条 (略)</p> <p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定個人情報 法<u>第二条第八項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>三 個人番号利用事務実施者 法<u>第二条第十二項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>四 情報提供ネットワークシステム 法<u>第二条第十四項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>第三条～第六条 (略)</p> <p>別表第一 (第四条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th style="width: 85%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一 知事</td> <td>私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等（同法第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の保護者等（<u>同法第三条第二項第三号に規定する保護者等</u>をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三 知事</td> <td>私立の小学校、中学校又は高等学校等（各種学校を</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	一 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等（同法第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の保護者等（ <u>同法第三条第二項第三号に規定する保護者等</u> をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	二 (略)	(略)	三 知事	私立の小学校、中学校又は高等学校等（各種学校を
執行機関	事務																
一 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等（同法第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の保護者等（ <u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者その他の児童、生徒又は学生の就学に要する経費を負担すべき者</u> をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの																
二 (略)	(略)																
三 知事	私立の小学校、中学校、 <u>中等教育学校の前期課程</u> 又																
執行機関	事務																
一 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等（同法第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の保護者等（ <u>同法第三条第二項第三号に規定する保護者等</u> をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの																
二 (略)	(略)																
三 知事	私立の小学校、中学校又は高等学校等（各種学校を																

改正後		現行	
	は高等学校等（各種学校を除く。）の児童、 <u>生徒又は学生</u> の保護者等に係る授業料等の軽減に関する事務であって規則で定めるもの		除く。）の児童 <u>又は生徒</u> の保護者等に係る授業料等の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
四 知事	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	四 知事	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
五～十二（略）	（略）	五～十二（略）	（略）
<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	<u>十三 教育委員会</u>	<u>県立の中学校における学校給食費（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費をいう。）に係る援助に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>十三 教育委員会</u>	<u>特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）の支弁に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>十四 教育委員会</u>	<u>特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）の支弁に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>十四 教育委員会</u>	<u>県立の中学校における学校給食費（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費をいう。）に係る援助に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>

別表第二（第四条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
一 知事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第二（第四条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
一 知事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

改正後			現行		
	に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの		に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
二 知事	私立の小学校、中学校、 <u>中等教育学校の前期課程</u> 又は高等学校等（各種学校を除く。）の児童、 <u>生徒又は学生</u> の保護者等に係る授業料等の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	二 知事	私立の小学校、中学校又は高等学校等（各種学校を除く。）の児童 <u>又は生徒</u> の保護者等に係る授業料等の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
二～六（略）	（略）	（略）	二～六（略）	（略）	（略）
別表第三（第五条関係）（略）			別表第三（第五条関係）（略）		

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第二条関係

(傍線の部分は、改正部分)

改正後		現行	
埼玉県個人番号の利用等に関する条例		埼玉県個人番号の利用等に関する条例	
第一条～第六条 (略)		第一条～第六条 (略)	
別表第一 (第四条関係)		別表第一 (第四条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>二 知事</u>	<u>私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒等(同法第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。)の保護者等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者その他の児童、生徒又は学生の就学に必要な経費を負担すべき者をいう。以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>二 知事</u>	<u>高等学校等を退学した後、私立の高等学校等に改めて入学した生徒等に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>二 知事</u>	私立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は高等学校等(<u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)</u> (各種学校を除く。)の児童、生徒又は学生の保護者等(<u>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者その他の児童、生徒又は学生の就学に必要な経費を負担すべき者をいう。以下同じ。)</u> に係る授業料等の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	<u>三 知事</u>	私立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は高等学校等(各種学校を除く。)の児童、生徒又は学生の保護者等に係る授業料等の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>四 知事</u>	<u>生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)の規</u>

改正後		現行	
			<u>定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	五 知事	<u>肝炎患者等に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
二 知事	(略)	六 知事	(略)
三 教育委員会	(略)	七 教育委員会	(略)
四 教育委員会	(略)	八 教育委員会	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	九 教育委員会	<u>国立及び公立の高等学校等(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。)の生徒等(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。)の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	十 教育委員会	<u>高等学校等を退学した後、県立の高等学校等に改めて入学した生徒等に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	十一 教育委員会	<u>県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
五 教育委員会	(略)	十二 教育委員会	(略)
六 教育委員会	(略)	十三 教育委員会	(略)
七 教育委員会	(略)	十四 教育委員会	(略)

別表第二 (第四条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
二 知事	私立の高等学校等	生活保護法(昭和三十五年法)

別表第二 (第四条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
二 知事	私立の高等学校等	生活保護法による保護の実

改正後			現行		
	<u>(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。)の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>律第百四十四号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u>		<u>(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u>
二 知事	私立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は高等学校等(各種学校を除く。)の児童、生徒又は学生の保護者等に係る授業料等の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	<u>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)</u> であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	二 知事	私立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は高等学校等(各種学校を除く。)の児童、生徒又は学生の保護者等に係る授業料等の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	<u>生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
三 知事	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	<u>外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの	三 知事	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	<u>児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報その他の利用特定個人情報</u> であって規則で定めるもの
四 (略)	(略)	(略)	四 (略)	(略)	(略)
五 知事	特定個人番号利用事務(利用特定個人	療育手帳(知的障害者(知的障害のある児童を含む。)に	五 知事	特定個人番号利用事務(利用特定個人	療育手帳(知的障害者(知的障害のある児童を含む。)に

改正後			現行		
	情報のうち児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者に関する情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの	対して交付する手帳であって、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)に関する情報であって規則で定めるもの		情報のうち児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者に関する情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの	対して交付する手帳であって、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)に関する情報であって規則で定めるもの
六(略)	(略)	(略)	六(略)	(略)	(略)

別表第三(第五条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
二 知事	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮す	教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費(特別支援学

別表第三(第五条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
二 知事	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮す	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律によ

改正後		現行	
	<p><u>る外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>		<p><u>る外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>
			<p><u>る特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの</u></p>
			<p><u>学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの</u></p>
			<p><u>特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）の支弁に関する情報であって規則で定めるもの</u></p>
	<p><u>校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）の支弁に関する情報であって規則で定めるもの</u></p>		

改正後				現行			
二～四 (略)	(略)	(略)	(略)	二～四 (略)	(略)	(略)	<u>の</u> (略)
五 教育委員会	<u>国立及び公立の高等学校等（高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等（高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。）の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>知事</u>	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	五 教育委員会	<u>国立及び公立の高等学校等（高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等（高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。）の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>知事</u>	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
六 教育委員会	<u>県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支</u>	<u>知事</u>	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	六 教育委員会	<u>県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支</u>	<u>知事</u>	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>外国人生活</u>

改正後				現行			
	<u>給に関する 事務であつ て規則で定 めるもの</u>				<u>給に関する 事務であつ て規則で定 めるもの</u>		<u>保護関係情 報であつて 規則で定め るもの</u>
七・八 (略)	(略)	(略)	(略)	七・八 (略)	(略)	(略)	(略)

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第三条関係

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 後	現 行																																				
埼玉県個人番号の利用等に関する条例	埼玉県個人番号の利用等に関する条例																																				
第一条～第六条 (略)	第一条～第六条 (略)																																				
別表第一 (第四条関係)	別表第一 (第四条関係)																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">執行機関</th> <th style="text-align: center;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>二</u> 知事</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>二</u> 知事</td> <td style="text-align: center;"><u>知事が指定した特定の疾患にり患した者に対する医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>三</u> 知事</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>四</u> 教育委員会</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>五</u> 教育委員会</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>六</u> 教育委員会</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>七</u> 教育委員会</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>八</u> 教育委員会</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	<u>二</u> 知事	(略)	<u>二</u> 知事	<u>知事が指定した特定の疾患にり患した者に対する医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>三</u> 知事	(略)	<u>四</u> 教育委員会	(略)	<u>五</u> 教育委員会	(略)	<u>六</u> 教育委員会	(略)	<u>七</u> 教育委員会	(略)	<u>八</u> 教育委員会	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">執行機関</th> <th style="text-align: center;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>二</u> 知事</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>二</u> 知事</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>三</u> 教育委員会</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>四</u> 教育委員会</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>五</u> 教育委員会</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>六</u> 教育委員会</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>七</u> 教育委員会</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	<u>二</u> 知事	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>二</u> 知事	(略)	<u>三</u> 教育委員会	(略)	<u>四</u> 教育委員会	(略)	<u>五</u> 教育委員会	(略)	<u>六</u> 教育委員会	(略)	<u>七</u> 教育委員会	(略)
執行機関	事務																																				
<u>二</u> 知事	(略)																																				
<u>二</u> 知事	<u>知事が指定した特定の疾患にり患した者に対する医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>																																				
<u>三</u> 知事	(略)																																				
<u>四</u> 教育委員会	(略)																																				
<u>五</u> 教育委員会	(略)																																				
<u>六</u> 教育委員会	(略)																																				
<u>七</u> 教育委員会	(略)																																				
<u>八</u> 教育委員会	(略)																																				
執行機関	事務																																				
<u>二</u> 知事	(略)																																				
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																				
<u>二</u> 知事	(略)																																				
<u>三</u> 教育委員会	(略)																																				
<u>四</u> 教育委員会	(略)																																				
<u>五</u> 教育委員会	(略)																																				
<u>六</u> 教育委員会	(略)																																				
<u>七</u> 教育委員会	(略)																																				
別表第二・別表第三 (略)	別表第二・別表第三 (略)																																				